

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の規定による。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(被保険者としない者) 第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している児童及び同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法 <u>第6条の4</u> に規定する里親に委託されている児童のうち、民法（明治29年法律第89号）第877条第1項又は第2項の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としない。ただし、児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者が存する者を除く。 (結核・精神医療給付金) 第7条略..... 2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）第1条の2第3号に <u>掲げる精神通院医療に限る。</u> ）に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第35条第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。 3略..... 4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)略.....	(被保険者としない者) 第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している児童及び同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法 <u>第6条の4第1項</u> に規定する里親に委託されている児童のうち、民法（明治29年法律第89号）第877条第1項又は第2項の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としない。ただし、児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者が存する者を除く。 (結核・精神医療給付金) 第7条略..... 2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）第1条の2第3号に <u>規定する精神通院医療に限る。</u> ）に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第35条第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。 3略..... 4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)略.....

(2) 精神医療給付金 第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額。ただし、支援法施行令第35条第3号又は第4号に定める額を限度とする。

5～7 ……略……

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とができる。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付

(2) 精神医療給付金 第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額。ただし、支援法施行令第35条第3号又は第4号に規定する額を限度とする。

5～7 ……略……

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とができる。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付

する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額の100分の50に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に掲げる調整対象基準額に同号に掲げる退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

(2)及び(3) ……略……

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第13条 前条第1項に規定する所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係

する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額の100分の50に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

(2)及び(3) ……略……

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第13条 前条第1項に規定する所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係

る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規

る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第22条第1号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第22条第1号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

2略.....

（保険料率）

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の6.38
- (2) 基礎賦課額の被保険者均等割 30,500円
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.13
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 11,100円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.49
- (6) 介護納付金賦課額の被保険者均等割 13,400円

（保険料の減額）

第23条 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第

2略.....

（保険料率）

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の6.02
- (2) 基礎賦課額の被保険者均等割 28,700円
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.12
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 10,800円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.50
- (6) 介護納付金賦課額の被保険者均等割 13,100円

（保険料の減額）

第23条 保険料の賦課期日又は当該期日後に保険料の納付義務が発生した日において世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する

313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）、後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

この場合において、総所得金額の算定については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の算定についても、同様とする。

との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。)、後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

- (1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯
 - ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、21,350円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、7,770円
 - ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、9,380円
- (2) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について270,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯
 - ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、15,250円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、5,550円
 - ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,700円
- (3) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について490,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯
 - ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,100円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人

- (1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯
 - ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、20,090円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、7,560円
 - ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、9,170円
- (2) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について265,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯
 - ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、14,350円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、5,400円
 - ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,550円
- (3) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について480,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯
 - ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、5,740円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人

につき、2,220円

ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、
2,680円

(保険料の徴収猶予及び換価の猶予)

第30条 保険料の徴収猶予及び換価の猶予については、立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）第8条から第8条の5までの規定を準用する。

(保険料の減免)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1)及び(2) ……略……

(3) その他市長が必要と認める者

2 ……略……

(特例対象被保険者等の特例)

第32条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び第23条各号列記以外の部分の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）と、第23条各号列記以外の部分中「総

につき、2,160円

ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、
2,620円

(保険料の徴収猶予)

第30条 市長は、保険料の納付義務者が火災その他の災害又は特別の事情により保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その金額を限度として3月以内の期間に限り、徴収猶予することができる。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(保険料の減免)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1)及び(2) ……略……

2 ……略……

(特例対象被保険者等の特例)

第32条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び第23条各号列記以外の部分の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）と、第23条各号列記以外の部分中「規

所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第32条の3 ……略……

2 前項の規定による届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に掲げる雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第32条の3 ……略……

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第23条第2号の改正規定（「265,000円」を「270,000円」に改める部分に限る。）及び第3号の改正規定（「480,000円」を「490,000円」に改める部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市国民健康保険条例第13条、第22条、第23条、第31条及び第32条の2の改正規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。